

R5.10月現在の状況で作成しています。今後の事業の進捗状況や国及び県の動向により、変更される部分も生じる可能性があることをご了承ください。

※学校教育活動として行うものを「部活動」、地域に移行して行うものを「地域クラブ」として標記しています。

**Q 1 : 地域移行では、すべての部活動が地域に移行されるのですか。**

A 1 : 中学校・義務教育学校（以下、「中学校」）のすべての部活動が対象です。スポーツ庁・文化庁では、令和5～7年度を改革推進期間として段階的に移行し、令和7年度末には休日の部活動をすべて地域に移行することを目標としています。土浦市では、令和5年度10月からスポーツ庁の実証事業として一部の競技（軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール）において先行実施します。平日部活動の地域移行については、休日部活動の進捗状況や国や茨城県から示される指針等に鑑みながら、今後、さらに検討していくことが必要となります。

**Q 2 : 地域クラブでは、学校の部活動以外の種目も活動することができますか。**

A 2 : 「部活動の地域移行」と「持続可能な部活動」の両観点から、土浦市では、土浦市立中学校（義務教育学校含む）にある部活動を拠点校化し、地域クラブを創設していきます。自分の通う学校にない種目でも他校にあれば参加が可能になる場合があります。

**Q 3 : 地域移行後の活動は、異なる中学校の生徒と同じ地域クラブで活動するのですか。**

A 3 : 土浦市では、地域クラブを複数の学校の生徒で構成する拠点校方式を想定しています。そのため基本的には他校の生徒とも一緒に活動することになります。ただし、一緒に活動する学校や活動場所については種目により異なります。

**Q 4 : 中学校の部活動に所属していますが、地域クラブの活動はどのように選択すればよいですか。**

A 4 : 土浦市では、「部活動の地域移行」と「持続可能な部活動」の両立を図るため、中学校で所属している部活動と同じ種目の地域クラブへの参加を奨励します。希望参加であるため、異なる種目へ参加することや、休日は地域クラブに参加せずに趣味や学習の時間等を増やすことも考えられます。また、部活動には所属せず休日の地域クラブのみに参加することも考えられます。

**Q 5 : 地域クラブの活動に参加する場合、自転車での移動は可能ですか。**

A 5 : 地域クラブの活動は隣接する複数の学校での拠点校方式を基本としているため、活動場所はいずれかの学校もしくは近隣の施設が想定されます。保護者の送迎が難しい場合は、自転車もしくは公共交通機関での移動も考えられます。ただし、自転車での移動の場合は、ヘルメットの着用等の安全対策を十分に行うとともに、万が一の保険について検討しておく必要があります。

※Q22も参照。

**Q 6 : 休日の地域クラブの活動回数や時間はどのくらいですか。**

A 6 : 休日の地域クラブの活動内容については、事務局や運営団体が管理することになりますが、中学生の発達段階に考慮し、適切な回数や時間を設定する必要があると考えます。具体的には、部活動ガイドラインや部活動運営方針に準拠し活動時間や休養日を定めるべきであるため、土日のいずれか1日、3時間が基本となると考えます。

※Q26も参照。

**Q 7 : 地域クラブでの活動は、参加費用が掛かりますか。**

A 7 : 事務局となる団体のクラブ運営に必要な経費については受益者負担が原則となるため、一定の参加費（入会金や会費）が掛かります。土浦市では、クラブを運営する団体への補助金等の措置を含め、なるべく参加者の過重負担とならないような体制づくりを検討しています。

**Q 8 : 実証事業で先行実施する地域クラブ活動でも、参加費用が掛かりますか。**

A 8 : 実証事業は国（R5 はスポーツ庁）からの委託事業であるため、予算措置がなされています。また、移行期間中は土浦市の補助金も活用することで、受益者から入会金及び会費をいただかない形で実施します。

**Q 9 : 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の減免等の措置はありますか。**

A 9 : 国でもそれらの減免措置への検討がなされていますが、具体的な措置については未定です。土浦市でも予算措置等を検討していますが、今後の国や県の動向を見ながら、さらに具体的な方策等について検討していきます。

**Q 10 : 地域クラブとして、中学校体育連盟等が主催する大会に出場することができますか。**

A 10 : 日本中体連の大会に地域クラブ等での出場が可能になりました。茨城県内の大会についても、同様です。その他、種目や連盟により条件等が定められておりますので、詳細については、各連盟や専門部から出されている要項等の確認が必要となります。なお、出場登録の際に、学校または地域クラブ等を選択することになりますので、いずれか1チーム（団体）からしか出場できないことに留意が必要です。

**Q 11 : 休日は地域クラブで活動していても、大会等には学校の部活動で参加することはできますか。**

A 11 : 平日に学校の部活動をこれまで通り行っている場合、学校の部活動として大会等に参加することは当然可能となります。学校での部活動が単独でチームを組めないなどの状況にあったとしても、合同チーム（複数校でチームを編成）として学校の部活動で参加することも可能です。ただし、合同チームでの参加については各大会規定等を確認する必要があります。また、A10で記載のとおり、地域クラブにも参加している場合、大会にはいずれか1チームからしか出場できないことにも留意が必要です。ただし、土浦市においては、当面の間は大会等への参加は学校単位が基本となります。

**Q 12 : 中体連等の連盟主催以外の地方大会等への参加も地域クラブからでも可能ですか。**

A 12 : 大会等により参加条件が異なりますので、各大会等の主催者への確認が必要となります。

**Q 13 : 練習試合などはどのように組むようになりますか。**

A 13 : 休日の活動は地域クラブ活動となるため、休日に行う練習試合も原則としてクラブ単位での活動となります。地域クラブ同士で組んだり、活動拠点に他市町村の学校を招いたりする方法が考えられます。ただし、必要性が認められる場合などに学校単位で参加することを含め、具体的な実施方法等については実証事業を通して検証していく必要があります。

**Q 14 : 地域クラブに入会する時期については、期限がありますか。**

A 14 : 土浦市では、「持続可能な部活動」をめざし、学校にある部活動種目を基本に地域クラブ活動を実施します。そのため、部活動同様に年度当初の入会を前提としておりますが、部活動と同様で入会は任意であり、時期についても特別制限はありません。ただし、大会等への参加のための手続きに期限がある場合もありますので、事務局や運営団体等に確認するなど留意が必要です。  
※令和5年度については、年度途中からの実証事業となるため時期が異なります。

**Q 15 : 中学3年生（土浦市では9年生）は、いつまで活動に参加することができますか。**

A 15 : 地域クラブの活動は、中学校の部活動に合わせた活動となる場合が多くなると考えます。したがって、中学3年生が参加する総体等、最後の大会が終わるまでが1つの区切りとなります。ただし、大会等の時期や参加方法等が種目や学校によって異なるため、クラブを運営する事務局（団体）や指導者に確認する必要があります。また、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動の奨励の観点からは、活動したいというニーズがあれば、応えていく必要もあると考えます。具体的な参加条件等については、実証事業を通して検証を進めていきます。

**Q16：現在小学生ですが、今活動している少年団等のクラブは、中学生になっても活動できますか。**

A16：土浦市では、地域クラブの活動を学校の部活動種目で想定しているため、少年団等の活動がそのまま延長するわけではありません。ただし、指導者については、現在活動している少年団等のクラブの指導者が地域クラブでも指導することは考えられます。

**Q17：県立や私立の中学校（中等教育学校含む）に通っている生徒も参加することはできますか。**

A17：県立・私立の学校については、各学校設置者が計画する部活動地域移行の方針に則る必要があります。土浦市立中学校の部活動の地域移行が基本となりますが、市内在住または市内の学校に在籍する中学生であれば、必要案手続きを踏むことで参加することができます。

**Q18：地域クラブの活動は、高校生になってからも参加することができますか。**

A18：現時点では、対象は中学生となります。県立及び私立の高校部活動の地域移行については、茨城県が調整を進めているため、その進捗状況により検討する内容となります。

**Q19：地域クラブでは、誰が指導にあたるのですか。**

A19：茨城県は、令和7年度末までに休日の教員の部活動指導時間をゼロにすることを目標としているため、地域クラブの指導は専門的な知見ももつ地域指導者が行うこととなります。ただし、希望する教職員が兼職兼業の許可を得て、地域指導者として指導にあたることも想定されます。特に、移行期間については平日の部活動との指導の一貫性の確保や他の部活動との整合性の観点から、兼職兼業を希望する教職員を中心に指導者を配置する必要があると考えます。

**Q20：現在、部活動指導員として勤務していますが、来年度以降、部活動指導員として地域クラブの指導をすることはできますか。**

A20：部活動指導員は、学校の部活動顧問に代わり部活動の指導を行うために配置されているため、部活動指導員として地域クラブでの指導はできません。ただし、平日は部活動指導員として学校で勤務し、兼職兼業の形で休日は地域指導者の立場で指導にあたることは差し支えありません。  
※立場が違ふことを明確にし、指導にあたることが求められます。

**Q21：兼職兼業で指導者として指導にあたる場合、どのような手続きが必要ですか。**

A21：兼職兼業の許可は、主たる職業の従事先にて出すこととなりますので、各事業所や雇用主に確認してください。兼職兼業を希望する教員については、服務監督教育委員会（土浦市立学校は土浦市教育委員会）が許可を出すこととなりますので、指定の様式にて必要書類を提出して承認を得る手続きが必要です。

**Q22：地域クラブの指導者として従事するために、必要な資格等がありますか。**

A22：部活動から地域クラブへ移行するメリットの一つに専門的な指導が受けられる点があげられることから、専門的な知見や指導スキルが求められると考えます。また、中学生を対象に指導することになるため、子どもの心身の成長を支えるノウハウも必要となります。そのため、各競技団体等による指導者資格や教員免許等が資格として考えられます。ただし、現時点では1つのクラブに複数の指導者を配置することを想定していますので、専門的なスキルや指導資格を持つ指導者と一緒であれば、特別な資格がなくても指導経験等によっては指導に携わることもあり得ます。なお、指導者には、必要に応じて指導者研修等を受けていただきます。

**Q23：指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。**

A23：指導者についても、指導中の事故等が想定されますので適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で従事する場合でも、立場は教員ではなく、学校管理下の事故でもありませんので、別途、保険に加入する必要があります。内容についても、指導者としての指導や審判等の活動まで保障するものであることが望ましく、参加生徒同様に運営団体を通して加入することが適切であると考えます。

**Q24：地域クラブの活動において、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなりますか。**

A24：活動を運営する団体等が責任を負うことになると思います。そのため、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付とは別に、運営団体を通して活動内容に見合った保険に加入することが必要となります。

**Q25：地域クラブで加入する保険も行き帰りの途中での事故等も対象になりますか。**

A25：加入する保険にもよりますが、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付と同等の保険への加入が適切と考えております。したがって、運営団体においては、保険の適用範囲に行き帰り途中の事故を含むかについても十分に確認し、選択・加入することが望ましいと考えます。

**Q26：地域クラブの活動においても、部活動ガイドライン（運営方針）が定める活動時間や休養日を遵守しなければならないですか。**

A26：学校管理下ではないため、部活動ガイドライン（運営方針）は適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、部活動ガイドラインに準拠して、指導を行うことが適切であると考えます。

**Q27：地域移行のことがよくわからないが、地域住民への周知はどのようにされているのですか。**

A27：地域移行の全体像については、市の広報誌やHPで周知を図っておりましたが、具体的な実証事業の内容や今後の見通し等については、検討を重ねながら準備を進めている段階で、対象となる部活動の関係者等に対しての情報提供を行ってきました。実証事業のスタートにあわせ、学校関係者への周知、対象となる保護者等への説明会を実施するとともに、今後はリーフレットの配布やHPでの進捗状況の掲載を予定しております。